



減価償却の客観的基準としての「準備金比率テスト」

著者	小森 瞭一
雑誌名	経済學論叢
巻	15
号	3-4
ページ	376-398
発行年	1966-02-15
権利	同志社大学経済学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000000470

減価償却の客観的基準としての「準備金比率テスト」

小 森 瞭 一

は し が き

一 客観的基準としての「準備金比率テスト」

二 準備金比率テストに関する論争

む す び

は し が き

今日、減価償却の最も重要な問題の一つは、その経済成長速度に応じた客観的基準を求めることにある。これまでのように償却原因が主に使用による磨滅や時の経過による時代はすでに去り、日進月歩の技術革新、発明発見、開発の急速化はこれらの物理的要因よりも経済的要因の重要性をはるかに大ならしめた。今日の減価償却はむしろこのイノベーションをどのように理解するかによって、減価償却必要額は非常に異なるのである。為替、貿易の自由化に伴い国際経済の障壁がとり去られると、各国の産業は、それが属する業種において世界的水準の技術、製品を要求される。しかもその企業の永続する必要条件として、絶えざる研究と開発が不可欠となる。このような継続的な技術革新は結局、新機械装置への設備投資となって漸次具象化するが、新機械装置も同種機械の発明改良や、競争的設備の

開発でたちまち陳腐化する危険がたえず含まれている。この経済的陳腐化の危険に対する見積りを客観的に何よつて減価償却額に反映するかは、仲々むずかしい問題である。それは個々の企業が属する産業の種類、その業種のイノベーションの速度、競争状態、独占度、成長率、市場の広狭、製品の性格、消費性向の動向等々あらゆる要素が絡んでいからである。しかし、それにもまして、何らかの客観的基準が減価償却額の計上に際して望まれるのである。なぜなら後に述べるように、減価償却額の寡多は単に個々の企業の収益性を左右するのみならず、今日にあっては、企業に対する有力な政策減税効果や、景気刺激、投資誘発機能を有し、ひいてはその実施のいかんにより数十年後にはその国の産業構造、経済構造をも運命づける影響力を有するからである。減価償却が実際の企業の成長度合以上に行われれば、秘密積立金として企業の安全性は高まるが、その収益性は一般に低下し、成長速度は緩やかになり経営は保守的となる。

他方、減価償却を十分に行わず、収益を過大に計上して、配当性向を高め一時的には株式市場であたかも高収益会社の様相を呈した企業も、市場における競争の結果やむをえず行わねばならない投資資金を内部金融の不足から他人資本に依存し企業体質を弱体化せしめる。そのため、かつて誇っていた高収益高率配当すら多額の借入金利負担により維持出来ず、減配、無配転落となった例は現在わが国で知られる多くの苦い経験である。これらはまさに適当な減価償却の客観的基準を欠いたからであるといえよう。莫大な固定資本ストックをかかえた今日の経済にあっては、減価償却の客観的基準はその経済の将来を運命づける程の重要な影響力を有している。その具体的客観的基準は各国行政当局の最も難解な仕事のひとつとなってきた。たとえ、それが完成されたものでなくても、たえずその完成の方向への努力を惜しんでほならない問題であるといえよう。

一 客観的基準としての「準備金比率テスト」

一九六二年七月一日に公布された歳入局手続き (Revenue Procedure) 六二—二一で規定された新手続きで、企業における実際の償却状況が短縮された耐用年数を適用するにふさわしいか否かを判定する基準として「準備金比率テスト」による検証を条件づけた。

周知のように、アメリカの企業会計における減価償却は、わが国のように株主總會や第三者に公開するための報告書用と税務会計用とが必ずしも一元化する必要はない。このため、租税目的のための計算においては、企業の実際の償却速度、廃棄更新とは必ずしも一致していないのが通例であった。このため新手続きは連続的な実際の取り替えが、標準的「準備金比率テスト」によりその減価償却計上額が妥当か否かの判断の基準を求めめるのである。もちろん、この判断のテストは各資産グループ毎に行われるのであるが、そのために今回の新手続きは、耐用年数を表示するための資産区分を、これまでのブルティン「F」による五〇〇〇余の資産の性格別区分より、業種別にまとめて一つの耐用年数を表示するいわゆるガイドライン・クラスによる分類に変更せられたため、検証する区分も以前よりは少くなっている。⁽¹⁾

「準備金比率」はこのようなガイドライン・クラスによる資産区分ごとに、資産の減価償却引当金累計額をそれら資産の取得原価合計額で割った比率をいう。⁽²⁾ 「準備金比率テスト」は、「ガイドライン・クラスに区分された資産毎に、納税者により実際に行われている廃棄更新実務が、使用されたクラス別耐用年数と一致することを示す客観的なテクニクである」と述べてある。⁽³⁾ 納税者の実際の「準備金比率テスト」は、標準的な「準備金比率」の範囲内

にあるか否かが吟味されなければならない。この妥当な標準値と考えられる「準備金比率」表は、それぞれの標準値を中心に一定の範囲を与えられている。実際の「準備金比率テスト」の値がこの範囲内であれば、「準備金比率テスト」に合格し、これまでよりも短縮された耐用年数を使用することが認められる。⁽⁴⁾この標準「準備金比率」表は、企業の減価償却法、耐用年数、償却資産の成長率等により決定せられる。内国歳入局のこの標準的「準備金比率」表は、国立鉄道および公共事業協会委員会 (The National Association of Railroad and Public Utility Commissions) により作成された表がモデルになっているといわれている。⁽⁵⁾では、この「準備金比率テスト」がどのようにして適用されるかを見よう。

第一段階、企業の実際の準備金比率の計算

準備金比率表を適用するには、まずガイドライン・クラス区分に応じて企業の実際の準備金比率を計算しなければならぬ。これはすでに述べたように、課税年度末におけるガイドライン・クラス別の減価償却引当金累計額を同年度末の当該償却資産の総基準額で割ればよい。しかし、内国歳入法第一六八節および第一六九節で認められている特別償却や第一七九節による初年度特別償却があった場合には、その額だけ分母分子から控除しなければならない。⁽⁶⁾

第二段階、標準的準備金比率範囲の選定

次に、準備金比率表から償却方法、各クラスのテスト・ライフ、成長率が与えられるとそれに対応して適正な準備金比率の範囲が表から求められる。そこで、この範囲の決定要因について見ることにする。

(a) 償却方法。これは納税者が租税目的上実際に使用している償却方法であって、アメリカにおいては、定額法、二倍率定率法、一五〇%定率法、級数法等が定められている。ガイドライン・クラスで同じ区分となる資産であって

も償却方法は異つていてもよい。⁽⁷⁾

(b) テスト・ライフ。テスト・ライフの決定は次の法則に従わねばならない。⁽⁸⁾

(i)、循環期間(クラス・ライフ)が、新規則により定められた命数よりも長いか等しい場合には、テスト・ライフは、循環期間が延長される次の(ii)の場合を除いて、新規則の耐用年数に等しい。

(ii)、循環期間が以前に妥当と認められた命数や、新規則、第二部、第三〇二、三〇三、三〇四節によるよりも長い等しい場合には、テスト・ライフは次の(ii)の場合を除いて、以前に認められた命数に等しくなる。

(ii)、納税者によって使用されたクラス・ライフが、新規則の耐用年数よりも短い場合および以前に正当と認められなかった場合、クラス・ライフ又は以前の使用状況を勘案して妥当と認められた場合には、テスト・ライフは吟味の上、当該課税年度においてはこれまでのクラス別命数が使用される。クラス・ライフが以前に行われた企業の実際の廃棄更新状況により正当と認められた場合には、テスト・ライフには当該課税年度直前の事業年度を吟味の上、過去

に使用されてきたクラス・ライフが用いられる。

(ii)、クラス・ライフが例外的に延長することが認められる規定が適用される場合には、テスト・ライフとして、延長されたクラス・ライフが用いられる。⁽¹⁰⁾

(c) クラス別の成長率の決定⁽¹¹⁾

ガイドライン・クラス別の成長率は成長率転換表(The Rate of Growth Conversion Table)⁽¹²⁾により決定される。この表を使用するためには、①、ガイドライン・クラス別の資産比率と、②、当該クラスのクラス別耐用期間(循環期間)が決まらねばならない。

(1)、資産比率。ガイドライン・クラス別の資産比率は、成長率が決定される課税年度末(以下、成長率測定年度という)の当該クラスの資産総額を一循環期間前の年度末(以下、基準年度という)の同じクラスの資産総額で割ることにより決定される。⁽¹³⁾

(d) 循環期間 (Class Life Period)

あるガイドライン・クラスに対する循環期間は成長率測定年度に当該資産に対して納税者が使用したところの償却年数に等しい期間である。⁽¹⁴⁾

したがって、成長率測定年度でガイドライン・クラスに対して納税者が使用した償却年数が一〇年であれば、そのクラスに対する循環期間は一〇年であり、基準年度で成長率測定年度の一〇年前となる。しかし、もし基準年度がこの新規則を適用する第一年度以前にとることになる場合は次の代用期間が使用される。

(i)、循環期間の代用

ガイドライン・クラス別の資産比率を計算するためには基準年度末と成長率測定年度末の総資産額を知る必要がある。この目的を満足する記録は、この新規則が公布される以前のある年度では十分でないかも知れない。したがって、ガイドライン・クラスに関しての基準年度が一九六二年六月十二日以前に納税申告書を提出しなければならぬ事業年度であり、かつ当該課税年度末に、当該クラスの総資産額を決定するに十分な情報がない場合には十分な資料がある最初の課税年度が基準年度として使用される。ただし、この代替基準年度は新規則適用第一年度よりも以前であり、成長率測定年度との間に少くとも二課税年度を含まなければならない。⁽¹⁵⁾ この代替基準年度と成長率測定年度との期間が成長率転換表の循環期間である。

(e) 標準的準備金比率の範囲決定

テスト・ライフと成長率が各クラス毎に決定されると、その適正な準備金比率の範囲は使用する償却方法に応じた準備金比率表から求められる。⁽¹⁶⁾このようにして決定された準備金比率の範囲は一般に短縮された耐用年数にふさわしい廃棄更新が実際に行われ場合に該当し、おおむね適正な標準値を予定している。⁽¹⁷⁾したがって、実際の準備金比率の値が、この範囲内にあるか否かを検討する。範囲内であれば準備金比率テストに合格したと考えられ、短縮された耐用年数を使用する権利が生ずる。もし標準範囲に含まれなければ、その妥当性は別の方法により検証しなければならぬ。

同一クラスの資産に異なった償却方法を適用する場合には特別規定がある。この場合、全体としての資産クラスの標準的準備金比率の範囲は、それぞれの減価償却法により個々に決定された加重平均である。⁽¹⁸⁾それぞれの償却方法に
応じた個々の準備金比率の範囲は、各方法毎に全体としての資産成長率とテスト・ライフを使用することにより次のようにして決められる。

(i)、上限 この場合の個別的範囲の加重平均の上限は次のようにして求められる。

個々の償却方法により決められたそれぞれの準備金比率の範囲の上限に、クラス全体の総資産額と、それぞれ異なる償却方法によつた資産額との比率を乗じて得た結果の数値を合計する。

(ii)、下限 償却方法の異なる場合の各々の準備金比率の下限の加重平均も上限と同様な按分計算による。

以上が、準備金比率表の大体の適用過程である。

今、次のような仮定例で標準的準備金比率範囲にあるか否かを吟味しよう。

〔例題〕

総資産額

減価償却累計

基準年度 一、五〇〇

成長率測定年度 一、八〇〇

九〇〇

クラス・ライフ 一〇年。 (これはガイドライン・ライフより長いとする)

償却法 定額法

第一段階……実際の準備金比率の計算

$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{測定年度総資産額}} = \frac{900}{1,800} = 50\%$$

第二段階……標準的準備金比率範囲額の決定。

(a) 題意より定額法

(b) 題意より、クラス・ライフ一〇年は、ガイドライン・ライフよりも長いから、この一〇年がテスト・ライフとなる。

(c) 成長率の決定。

$$\frac{\text{測定年度総資産額}}{\text{標準的準備金範囲額}} = \frac{1,800}{1,500} = 1.2$$

第一表成長率転換表から、クラス・ライフ一〇年の欄のうち、その値が一・二に最も近い値、一・二二を求め、その欄の左右いずれかの端で換算された成長率が求められる。この場合は二パーセントの成長率を示す。同じ一・二二であっても、クラス・ライフが一〇年の場合と五年の場合には、成長率は前者が二パーセントであるのに比し、後者は四パーセントとなっている。

(d) テスト・ライフ、一〇年、成長率二パーセント定額法という前提で標準範囲を求めると $\frac{48}{44 \sim 56}$ が第二表から与えられる。ここで48はこの欄の正しい標準値であるが、弾力性をもたせるため、上限二〇パーセント (この場合44) 下限一〇パーセント (同じく56) の許容範囲が与えられる。この標準許容範囲 $44 \sim 56$ パーセントの中に、実際比率五〇

減価償却の客観的基準としての「準備金比率テスト」

減価償却の客観的基準としての「準備金比率テスト」

(五八八) 三八四

パーセントが含まれるから、この例の場合には準備金比率テストを満している。これで、例題の条件の下では廃棄更新の実状からみて短縮された償却期間を適用してもよいという判定がなされるのである。

(1) この業種別区分は次のように分れる。

一、運輸、通信、公共事業以外の非製造業

二、製造業

三、運輸、通信、公共事業

この各業種における特有の機械装置、設備に附属設備を含めて一つの耐用年数を与える他、建物、什器、運搬具など各業種共通のものなれど一区分となれ、計四区分に大きく分けられ、細分して一〇〇余の耐用年数となっている。

U. S. Treasury Dept. Internal Revenue Service, Publication No. 456.

“Depreciation Guidelines and Rules” Revenue Procedure. 62-21 pp. 3~13.

(表1) U. S. Treasury Dept. “New Depreciation Guidelines” (続1)

(2) この蔵入届手続きで使用されてくる基準価額 (Basis) は一般に取得原価を意味するが、内国蔵入法 (Internal Revenue Code) 第 1016 節 (a) に示された場合にはその他の基準の適用も認めらる。 U. S. Treasury Dept. op. cit., p. 25, n. 19.

(3) U. S. Treasury Dept. op. cit., p. 25.

(4) この表には、各償却方法毎に、①定額法、②二倍率定率法、③級数減法、④一五〇%定率法に区分され、それぞれ成長率とテスト・ラインが定められ、標準値とその許容範囲が決定される仕組みになっている。

U. S. Treasury : op. cit., pp. 30~44.

(5) G. E. Lent, “Should the reserve ratio test be retained?” National Tax Jour. Vol. 17, No. 4, p. 336.

(6) U. S. Treasury Dept., op. cit., Appendix II, p. 62.

(7) U. S. Treasury Dept., op. cit., p. 28.

(8) 納税者が使用する循環期間 (クラス・ライン) は年々異なる。もし差異があれば、準備金比率テストを適用するための代表的循環期間はその期間中に使用せられた平均値を計算する場合の困難を除去するために、標準的準備金比率の範囲決定のために使用

すべき恒法としてこの法則が作られた。一般に、例示されたテスト・ライフは実際の平均よりも納税者には有利となっている。とくに級数法による場合、クラス・ライフの平均はテスト・ライフよりもはるかに有利となっている。したがって、納税者は、準備金比率テスト実施前三年間は、例示されたテスト・ライフの代りに、クラス・ライフの平均を使用することを認められている。

(9) U. S. Treasury Dept., op. cit., p. 21.

(10) U. S. Treasury Dept., op. cit., p. 22.

(11) 技術的には、各クラス別成長率は、基準年度末から、当該成長率測定年度末までの各クラスの総資産基準の年平均複合増加率である。

(12) U. S. Treasury Dept. op. cit., p. p. 30~31.

この第一表では、年成長率はマイナス5%から20%までしかない。

(13) もし納税者が、当該クラスの成長率を計算するための資料を十分もたない場合、準備金比率テストは適用され得ない。その結果、納税者の資産を新法で適用してきた債務整理と一致するかどうかは全般的に事実と証拠(All the facts and Circumstances)を基準に判断される。U. S. Treasury Dept., op. cit. Appendix II, No. 43, 35, 36.

(13) 例えば、新設会社のほうに一循環期間以後に設定された場合には、その循環期間はガイドライン・クラスの適用第一年度と成長率測定年度との間の期間と考えられよう。この場合、成長は三事業年度間計算出来ないから、この準備金比率テストはこの期間中は満されたものと見做される。

(14) 「準備金比率テスト」は新規規則が適用される最初三事業年度の間は満たしたものと考えられるから、一般にこの期間中成長率を計算する必要はない。しかし、新規規則適用第四年度で、納税者の実際の準備金比率が標準的準備金比率の上限を超過する場合には、新規規則第二部第五・六三節の経過規定を適用するために、その前三事業年度間にわたり、当該クラスの成長率を決定しなければならぬ。この決定のため、新規規則の有効日前の基準年度の資料が必要となる。前三年間の成長率決定に必要な十分な情報を有しない場合には、これら課税年度の標準準備金比率の範囲は新規規則適用第四事業年度の適正範囲に等しいと考えられる。

(15) U. S. Treasury Dept., op. cit., pp. 80~81.

(16) U. S. Treasury Dept., op. cit., p. 73.

減価償却の客観的基準としての「準備金比率テスト」

(17) U. S. Treasury Dept., op. cit., p. 74.

二 準備金比率テストに関する論争

新減価償却規則の重要な特徴の一つで、減価償却の客観的指標である準備金比率テストについては、その制度化に對して賛否両論があり、議会でも問題になった。すなわち、上院議員 Hartke は準備金比率テストがあまりに複雑すぎるといふ技術的欠点があり、このため弾力化された減価償却がかえって新投資を阻止する効果を生じさせていることを理由に準備金比率テストの廃棄案を上提した⁽¹⁾。この議案は上院議員 Randolph, McCartho, Jarvis 氏らにより支持されたが、一九六四年一月二日上院金融委員会で一票の差で敗れた。しかし、この提案は企業間では相当の支持があり、準備金比率テストの廃棄まではともかく、有益なかつ巨大な取替計画をするには十分な時間を与えるべく、三年の適用猶予期間を延長するよう望んでいる。このように、準備金比率テストの実施には現実的には種々の観点からの反対もあるが、まずは、このテストの実施を認める意見からみることにしよう。

(一) 準備金比率テスト導入賛成論

テスト実施賛成論の根拠は次の点にあるといわれている。

(1) 法的根拠

法律上は歳入法第一六七節で、「消耗、磨滅（陳腐化に對する合理的引当金を含む）の合理的な引当金」であると減価償却が概念づけられているものの、個々の企業で実際に行われる廃棄更新の実状と償却資産の耐用年数とは何らかの合理的な関係をもたなければならぬ。財務省当局の考え方は Massey and Hertz 事件 (U. S. 107) の判例で次

のように述べられている。「政府は納税者が減価償却引当金を通じて、「資産の取得原価―見積残存価額又は中古価値」を回収すべきことを望んでいる。これは、資産の耐用年数が納税者たる企業において採用せられる償却期間と関連していなければならない。」⁽²⁾この分野における権威者 Pollet 教授は、「財務省が減価償却をできるだけ自由化せんとしてきたのは、専門的職業家の大部分の意見である。今回の規則は減価償却が有効な耐用年数又は経済的耐用年数に関連して償却すべきであると規定している。」⁽³⁾

(2)、課税の公平性

耐用年数の短縮は、それを採用する企業と採用しない企業が同じ条件で利益を計上しておれば、採用することにより課税上の減少、現金資金繰りの緩和等の利益があるのはいうまでもない。さらに、各産業間、同一産業中の各企業間における償却資産の年令分布が異なる場合には、一部企業にとっては不当に有利に、他の企業にとっては相対的に不利となる。これを見越して長期耐用資産や残存価額の高い資産は所有せずに短期賃借契約による借入へと切り替えるなど、法を逆用するようなことも行われる。このような濫用を防止するためにも準備金比率テストにより課税所得の公平性を期さなければならない。

(3)、管理の簡素化

「新規則はより現実的かつ劃一的な減価償却の取り扱いを可能ならしめよう。それは減価償却率の再三の調整や投下資本回収期間についての無益な論争を最少にする」⁽⁴⁾いわれているが、この減価償却引当金の妥当性についての客観的基準が準備金比率テストである。従来の主観的要素や過去の記録による主張でなく、実際の廃棄更新の状況を反映する一層客観的な基準により実証されるから行政管理が容易になる。

(4)、投資刺激

多くの企業はブルティン「F」が時代おくれで、非現実的であり、その使用は産業の近代化を阻止してきたと不満であった。企業が廃棄更新の実際の上昇させより現実的な短縮された耐用年数を採用することは、提言すれば、設備がより早い率で置き換えられ、活動が旺盛になることである。減価償却制度の弾力化の目的の一つは、設備の近代化であった。もちろん、いちがいに投資刺激といってもそれには「投下資本の回収率を促進させる」面と、「キャッシュ・フロー」の両側面がある。いずれが相対的に重要であるかに一致した見解はない。それは経済状態や産業の性格、投資決定の時期により異なる。G・ターボーによれば、「われわれの見解では『資金供給効果』（キャッシュ・フローの面：筆者注）の方がより効果が高い。その業種に属する個別会社にとっては全面的に内部資金に依存している場合、…おそらくは追加されたキャッシュ・フロー以上の額を投資増加の方へ回わし得ない」と述べている。

また投資要因の全般的研究でも短期的にはやはりキャッシュ・フローが重要性にまざると次のように述べている。「投資決定は異なった環境の下で、異なった期間中に種々の行動や影響や契機により生ずる。これらの差異の最も著しいのは、短期的には投資決定を明らかに支配している金融の流動性であり、長期的には資本財設備投資が生産高と資本ストックとの関係を左右しているように思われる」⁽⁴⁾

回収率の投資刺激効果は短期的よりもむしろ長期的に生じる。この効果は長期巨額の投資をする業種にはとくに顕著である。すなわち、新規則に定められた耐用年数よりも長い期間を使用していた企業の一例は次の通りである。

これは二倍率定率法で実際耐用年数よりも税法上の耐用年数の方が一〇パーセントから四〇パーセント短縮された場合の税引き後回収率の増加を示している。一般的傾向としては、耐用年数が短縮されるほど、回収率が増大するこ

第1表 15%の税引き後の回収率

二 倍 率 定 率 法	実 際 使 用 期 間			
	5年	10年	15年	20年
実 際 使 用 期 間	8.9%	8.6%	9.0%	9.2%
税法による10%の耐用年数	9.3	9.1	9.3	9.3
" 20% " "	9.5	9.4	9.5	9.5
" 30% " "	9.9	9.8	9.9	9.8
" 40% " "	10.2	10.2	10.2	10.1

〔資料：G. E. Lent: op. cit., p. 391〕

とはいうまでもないが、その増加率はそれほど大きくはない。例えば、一五年資産の場合、四〇パーセント短縮されたとしても僅々一・二パーセントの増加になるにすぎない。また実際耐用年数が長ければ長いほどその効果が大きくなるのもいえない。このように回収率の増加効果はかなり緩慢であって明確に区分出来るものではなく、またその効果の確認には相当長期間を要するが、長ければ長いほど大きいといえない点もその効力を削減している理由である。

(二)、準備金比率テスト導入反対論

準備金比率テストはその適用の実際上の仮定があまりに制限的であるため、減価償却引当金の妥当性の基本的指標として使用することは正しくないのではないかとこの疑問がある。すなわち、標準的とされている準備金比率表は、理想的な仮定の下での数学公式から計算されるが、問題はその公式の背景にある仮定を吟味することにある。(?)

(1)、一つの勘定に含まれる全項目はガイドライン・ライフに等しい用役提供期間をもつ。

これは理論的には各個の設備の耐用年数の変化を無視するが、平均的耐用年数を中心として所有資産の耐用年数が正規分布している場合には納税者に有利となる。しかし、他社ではほとんど購入しないような設備を使用する場合はこの仮定は適当でない。

(2)、各資産はその耐用年数期間中、毎年着実に成長をしつづける。

- (3)、各勘定はつねに取得から一循環期間後には廃棄される。これは廃棄の順調性と年令の正規分布を意味する。
- (4)、各勘定はグループ勘定により償却される。総合償却を原則とする。
- (5)、取得年度における償却額はつねに半年分を仮定している。

以上の諸仮定のうち、基本的なものは、取替は年々継続的に一定していることと、資産勘定はスムーズな年令分布を示していることである。しかし、現実の企業にあつてはこのような条件を満さない実例がしばしば生ずる。その典型的なものには次のようなものが含まれる。

(1)、成長期にある資産勘定 (“Green” Asset Account)

新設会社または既存会社を問わず、成長期にある資産勘定に対しては、準備金比率テストは無意味である。というのは、これらの資産はほとんど廃棄することなく一般に成長しつづけているため準備金比率テストは無意味となるのである。例えば、新設会社でその資産の第一回目の循環期間がまだ来ないものの準備金比率テストはアメリカ企業の一般的に高い準備金比率は適用しえないであろう。

事実、このような勘定はほぼ一・五循環期間末になるまでそのテストの結果は安定しない。また一循環期間が非常に長い建物、ガス、水道、公共設備、機械設備に対しても不適當である。例えば、ガイドライン・ライフが四〇年から六〇年の間にある建物の場合、廃棄循環と合致させるには少くとも六〇年間を必要とする。このような長期間待たねば準備金比率は安定しないという欠点がある。

(2)、単一巨額資産勘定

建物、船舶、プラントのように単一資産の巨額投資はこの新規則の前提条件とは一致しない。なぜなら、新規則は

単一資産でなく多数資産の総合償却を前提としているから。

単一資産の場合、その取り替えの年令分布は準備金比率表が仮定しているような正規分布でなく、0から一〇〇パーセントかという両極端の分布である。このような性格をもつ資産は小企業にもしばしば見られる。例えば、漁船のごときは多数資産勘定の集合体として理解し、全体として陳腐化が発生し、その取り替えが一時的に行われる。このような性格の資産の取得は一循環期間中の少くとも七〇パーセントまでに廃棄更新が行われなければ、準備金比率テストに合格することはない。

(3)、資産の年令分布

多数の資産を所有する場合、同一グループに属する資産の年令分布の状況により準備金比率は非常によく変化する。原始取得の場合比較的正規的であっても、漸次取り替えられるのがスムーズに行われなければ準備金比率テストに合格しない場合がある。G・ターポーは種々の資産構成の分布により当局の許容範囲からどれほど異なった準備金比率が生じうるかを計算している。⁹⁾たとえ個々の資産が耐用年数にまったく一致した取り替え更新を行ったとしても、その取得及び廃棄年度の分布が異常で集中的であれば準備金比率テストには合格しないことになる。

(4)、不規則な投資

準備金比率テストに反対する最大の原因はおそらく財務省のモデルが暗黙裡に仮定した成長率一定の前提が現実では例外的であることである。成長や取り替えが不規則な場合、長期的にはその取り替え期間が耐用年数に一致するとしても、許容範囲を逸脱する場合が多い。このような不規則性はアメリカ経済の現実であるからある程度必然的といえよう。

財務省モデルの成長率は一循環期間前の資産価額を基準として、当期末の資産残高をみるものであるから、その成長率は前期末から対象年度末までの平均成長率である。したがって、成長率五パーセントといっても、その間のある年度は一〇パーセントで他は一ないし二パーセントにすぎないかも知れない。長期間の建設を要する鉄鋼、紙、公共事業は大規模な投資であるから毎年規則的というわけにはいかない。またその間には価格上昇部分が新取得資産に含まれる。物理的機能においてはまったく同じ機械であっても、価格上昇の結果、資産価格は価格増加分だけ上昇するから、あたかも成長したような外観を与える。一般に成長率が高いほど、準備金比率表の値は小さくなり、テスト・ライフが長くなればなるほど、少くなる。このことは成長しつつある資産群は、分母である資産の取得価額が、分子の減価償却累計額よりも急激に増加するためであり、テスト・ライフが長いことは、償却期間が長いから償却額が少くなるからであろう。

成長の不規則性はまた不規則な廃棄を反映する。公式の前提条件の一つに、取得後丁度一循環期間後に取り替えを行うスムーズな成長速度の仮定がある。廃棄までが比較的長期間の場合はその準備金比率への影響は小さくない。

この不規則性の影響については歳入手続きでもこれを認め、次のようにその弊害を減少するように努めている。「納税者のガイドラインクラスの準備金比率が経過規定を適用しないで上限を超えた場合には、既存の⁽¹⁰⁾手続きにより、その廃棄更新実務が、使用された総合耐用年数に一致することを示す他の要素を挙げる⁽¹⁰⁾ことができる」と規定している。

また規則はある場合には準備金比率が許容限度を超えても、納税者の廃棄更新手続きが実際の総合耐用年数と一致しない証拠にはならないことを認めている。すなわち、「ガイドライン・クラスの資産の廃棄更新のパターンがある

年にはその準備金比率を標準範囲以上にしたたり、他の年には標準範囲以下にしたたりする結果、そのクラスの準備金比率に広汎な変動を生ぜしめる⁽¹¹⁾と述べている。このような広汎な変動は複数以上の資産が同時に廃棄される場合に最も該当するほか、循環的不規則性や、不平均な成長パターンにも該当する。

以上のように、新規定の準備金比率テストの適用に際してその有効性には限界があることがわかる。

このテストは、複合資産勘定の年令分布が比較的安定しかつ新取得および廃棄による変化が規則的な大規模既存会社に最も有効に適用されよう。例外が多いため新手続きが実際上一層現実的かつ統一的な減価償却の取り扱いを規定しあるいは熱心者を償却率の不断の変更から解放し、投下資金の回収期間について無駄な論争を避けしめるか否かは疑わしき。

むしろ新規則は企業にその資産の現実的耐用年数と一致しない償却率を採用せしめ、その結果、その状況の「事実と環境」により、それを正当化せしめるために一層の論争を招くことが予想されるところとして反対している。⁽¹²⁾

- (1) Amendment 319, to House Report, 8363.
- (2) G. E. Lent, op. cit., p. 374.
- (3) Senate Committee on Small Business, Hearings, "Impact of Current Tax Proposals on Small Business," 1963, Apr. p. 94.
- (4) U. S. Treasury, Dept., op. cit., p. 7.
- (5) G. Terborgh, "Incentive Value of the Investment Credit," (M. A. P. I. 1964), p. 12.
- (6) I. R. Meyer and E. Kuhl, "The Investment Decision," (Harvard Uni. Press, 1950) p. 182.
- (7) G. E. Lent, op. cit., pp. 376~7.
- (8) G. E. Lent, op. cit., p. 377.
- (9) G. Terborgh, "The Reserve Ratio of Tax Depreciation Lives," (M. A. P. I. 1963) pp. 17~18.

- (10) U. S. Treasury Dept., op. cit., p. 27.
- (11) G. E. Lenti, op. cit., p. 378.
- (12) G. E. Lenti, op. cit., p. 379.

む す び

減価償却の客観的基準として導入せられた準備金比率テストも批判すれば多くの欠点が発見さる。これらを要約する。

- 一、準備金比率テストは現実においては珍らしい仮定の上に立っている。例えば、最初の循環期間中にある「グリーン」勘定や、単一巨額長期投資や、不規則な成長をする場合には、妥当な基準とはならない。趨勢的には平均化していても年々の投資の変化はこのテストに偶然的な結果を与える可能性がある。
- 二、これらの例外的な場合があるため、企業は事実と環境によりその立場を弁護しうる。この結果、行政管理は混乱を生じ、当局との論争は最初の予想に反して、この「事実と環境」をめぐって経過期間三年後再開されると予想される。
- 三、企業が投資を決定する場合、単に自分の企業だけの基準ではなく産業全体の拡大や近代化への影響が必然的に加味されてくる。
- 四、準備金比率テストの強制される一九六五年からは、これに不合格な企業は短縮された耐用年数を使用しえないため、減価償却の減少からキャッシュ・フローの減少を招き、一九六五年の企業投資に重要な影響を与えるであ

らう。

五、耐用年数の短縮は直接的には減税効果となって表われるが、実際にこの利益をえる割合は各企業一率でなく、また産業間にも不平等が生ずる。

以上の準備金比率テストの欠点は十分に吟味し、傾聴すべきである。しかし、「例外なき法はない」といわれるように、とくに、まったく異なる個別企業の事情に適應しなければならぬ税法上の規定では、それほど一率に簡素化すること自体無理である。

「グリーン」勘定や単一巨額投資、不規則成長などそれぞれはそのような傾向を有する企業にとってはずべてはあっても、全体として考えることが必要である。このため「事実と環境」の斟酌は必要である。この場合の「事実と環境」は準備金比率テストが行われない場合よりもはるかに制限せられた枠が自ら作られている。むしろ、このような慣習的実在的な概念が形成されるための外枠を設けた意味において、準備金比率テストの意義があるといえる。

さらに、企業が全産業的影響を受け、独自の基準尺度だけでは行動出来ないという批判は今日の巨大企業が社会的公共的機能を果さねばならないという企業観からむしろ望ましい当然の成り行きといえよう。

経過期間三年後の一九六三年には準備金比率テストが強制されるのであるが、ただその施行される年の企業投資が一時的に左右されるという理由から、準備金比率テストの廃止を唱えるのはむしろ一方的といえよう。実際の廃棄更新が必ずしも十分に行われていないため準備金比率テストに不合格になったのであれば、これらの新投資は果して重複投資になる危険はないのであろうか。過剰投資を防止するためにも準備金比率テストは一つの指標となるであろう。準備金比率テストの制約を強化することにより、企業投資を削減せしめる確実な関係が把握されれば景気調整の

有力な手段として利用出来る。

減税効果の企業間、産業間の不公平はあまりに甚しく耐用年数短縮を産業間で不均衡にしないかぎり防止される。もちろん、利益を少く受ける側からすればその公平性は最大の条件であるが、経済全体の立場すなわち国民経済的にみると、特定産業の育成や国家奨励産業を育成するには他の政策手段に劣らない実質的效果を生ずるであろう。むしろ一率税率引き下げという単純な企業減税により企業投資を刺激し景気回復を計るよりもずっと効果的といえる。

減価償却の客観的基準はさほど簡単なものではないが、その重要性、必要性は極めて高い。成長する現代の経済を反映し、それに即応して企業の個々の成長の度合により、減価償却額の計上に一定の外枠を与えようとしたこの準備金比率テストは多くの欠点を含んではあるが、それでもなお一つの有益な実験であり、おそらく今後各国が参考すべき資料になるであろう。